

Q&A(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等の解釈等)

No.	項目	質問	回答
1	記録の保存について	所管法令等において財産目録の作成が義務づけられておらず、実際に作成していない場合も、規則施行にともない財産目録の作成及び保存が必要となるのか。	所管法令等において財産目録の作成が義務づけられていない場合、財産目録の作成、保存は必要ないとする。
2	記録の保存について	記録の保存は、電子媒体での保存でも良いか。 また、社会福祉法人においては、県福祉保健課より記録の保存は紙で行うよう指導されたがどうか。	電磁的保存は可能とする。 ただし、社会福祉法人においては、福祉保健課の指導のとおりとする。
3	自己評価について	通知別紙2において、「介護サービス情報の公表における運営状況の報告を行うことをもって、自己評価に替えることができる」「目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うこと」とされている。 介護サービス情報には、これらの内容は含まれていないが、どうすれば良いのか。	運営情報における「当該サービスに係る計画の評価を行っている」「利用者の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある」等の項目がこれにあたる。
4	自己評価について	平成24年度に実施された条例制定に対するパブリックコメントへの対応として「評価に係る指針等について、別途示す予定」と回答されているが、その度の通知が指針にあたるのか、それとも別途示されるのか。	介護サービス情報の公表制度中の「運営情報」が指針にあたるが、これによらない場合は、各事業者が自主的な評価を実施するものとする。
5	非常災害対策について	通知別紙2において、「事業所の見やすい場所に非常災害時に直ちに実施すべき事項の概要を掲示すること」となっているが、利用者への周知方法は、掲示で足りるということが良いか。	掲示を行うとともに、定期的な訓練を行うことにより利用者及び職員への周知を行うものとする。
6	高齢者虐待について	責任者の設置に伴い、責任者氏名等は事業所に掲示する必要があるのか。	必ずしも掲示は必要ないが、従業者及び利用者へ周知する観点から、適時の対応をされたい。